

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年2月25日まで縦覧に供する。

平成26年1月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成25年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（変更前）特定非営利活動法人障害者等就労サポートセンター

（変更後）特定非営利活動法人就労サポートセンター

鶴見 伸之

高松市鶴市町745番地4

3 定款に記載された目的

この法人は障害者や高齢者等の生活及び就労をサポートし、失業やその他の事情によって生活が困窮している方々への相談・支援を通じて、それらの方々の社会参加と社会復帰を実現することを目的とする。

さらに失業者等に対して、職業能力の開発及び雇用機会の拡充を図ることで、雇用を促進し、我が国経済の発展に寄与するとともに、誰もが暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

加えて障害者等の就労等を支援するための社会福祉法人やNPO法人等に対し、就労に必要な応援及び事業所の運営に関する適切な応援を行い、福祉の増進と社会的弱者の就労による自立と社会参加を目的とする。

あわせて、地球温暖化を防止し、資源を保護する循環型社会を形成することも目的とする。